

附件十一

員警特殊困難請調機關一覽表

特殊困難發生地 (戶籍地) 得列入請調之機關	臺 北 市	新 北 市	基 隆 市	桃 園 市	新 竹 縣	新 竹 市	苗 栗 縣	臺 中 市	彰 化 縣	南 投 縣	雲 林 縣	嘉 義 縣	嘉 義 市	臺 南 市	高 雄 市	屏 東 縣	宜 蘭 縣	花 蓮 縣	臺 東 縣	澎 湖 縣	金 門 縣	連 江 縣
臺北市政府警察局	○	○	○	○																		
新北市政府警察局	○	○	○	○													○					
基隆市警察局	○	○	○																			
桃園市政府警察局	○	○		○	○	○																
新竹縣政府警察局				○	○	○	○															
新竹市警察局				○	○	○	○															
苗栗縣警察局					○	○	○	○														
臺中市政府警察局							○	○	○	○												
彰化縣警察局								○	○	○	○											
南投縣政府警察局								○	○	○	○											
雲林縣警察局									○	○	○	○	○									
嘉義縣警察局											○	○	○	○								
嘉義市政府警察局											○	○	○	○								
臺南市政府警察局												○	○	○	○							
高雄市政府警察局														○	○	○						
屏東縣政府警察局															○	○			○			
宜蘭縣政府警察局		○															○	○				
花蓮縣警察局																	○	○	○			
臺東縣警察局																○		○	○			
澎湖縣政府警察局																				○		
金門縣警察局																					○	
連江縣警察局																						○
保安警察第一總隊	○																					
保安警察第四總隊									○													
保安警察第五總隊															○							
保安警察第六總隊	○																					
基隆港務警察總隊			○																			
臺中港務警察總隊								○														
高雄港務警察總隊															○							
花蓮港務警察總隊																		○				

註：○為得請調之機關；已於特殊困難發生地(戶籍地)所屬直轄市、縣(市)之警察機關服務者，不得再以特殊困難請調。